

美咲町柵原エイコンスタジアムグラウンドフェンス広告募集

【広告の規格・広告料金】

掲載場所	区画数	規 格	初年度広告掲載料		次年度継続 広告掲載料 (年)
		(W×H) 単位:mm	掲載・撤去料	広告料 (年)	
外野(右翼)	6	9,840×750	52,500	37,800	37,800
		9,840×750	52,500	37,800	37,800
		9,840×750	52,500	37,800	37,800
		9,840×750	52,500	37,800	37,800
		9,840×750	52,500	37,800	37,800
		9,840×750	52,500	37,800	37,800
外野(左翼)	6	9,840×750	52,500	37,800	37,800
		9,840×750	52,500	37,800	37,800
		9,840×750	52,500	37,800	37,800
		9,840×750	52,500	37,800	37,800
		9,840×750	52,500	37,800	37,800
		9,840×750	52,500	37,800	37,800
内野(一塁)	6	9,900×750	52,500	31,500	31,500
		9,360×750	52,500	31,500	31,500
		9,840×750	52,500	31,500	31,500
		9,840×750	52,500	31,500	31,500
		9,840×750	52,500	31,500	31,500
		9,840×750	52,500	31,500	31,500
内野(三塁)	5	9,320×750	52,500	31,500	31,500
		9,840×750	52,500	31,500	31,500
		9,840×750	52,500	31,500	31,500
		9,840×750	52,500	31,500	31,500
		9,840×750	52,500	31,500	31,500

広告掲載料は、消費税及び特別消費税を含んだ金額です。

初年度広告掲載料は、掲載及び撤去の費用を含んだ金額です。

応募する掲載場所・区画番号を申込書に記載する場合は、別添「区画番号図」を参考にしてください。



【広告掲載までの手順】

1. 募集期間

(1) 第1回目 平成24年3月 1日(水)から平成24年3月15日(木)

* 抽選日:平成24年3月16日(金)

(2) 第2回目 平成24年3月19日から募集区画全ての受付が終了するまで

* 2回目以降の広告掲載は先着順(申込書受付)により決定します。

2. 申し込み

(1) 提出書類

次の申込書等をEメール(後日書面による申込書を持参または郵送により提出してください。)持参又は郵送により提出してください。

申込書(別紙「美咲町柵原エイコンスタジアムグラウンドフェンス広告掲載申込書」は、美咲町並びに美咲町柵原エイコンスタジアムの指定管理者である株式会社ワン・ステップのホームページからダウンロードできます。

広告内容

ロゴマーク、団体・企業名称、キャッチコピー(フレーズ)に限ります。

広告の見本

* 広告の見本について、ロゴマーク及び文字は黒1色で表示することとし、広告の見本を表示したデータまたは紙を提出してください。

* Eメールにより広告の見本をデータで提出する場合は、ファイルサイズが2MBを超える時はファイルサイズを2MB以下に圧縮したものを送付してください。

* 持参または郵送により広告の見本をデータで提出する場合は、CD-R、USBフラッシュメモリなどに保存して提出してください。

Eメールの場合の送付先 acorn@po.harenet.ne.jp

持参・郵送の場合 〒708-1543

岡山県久米郡美咲町書副245

美咲町柵原エイコンスタジアム

TEL 0868-64-7089 FAX 0868-64-7090

(2) 申し込みできる広告区画等

広告の申し込みは、申込区画数に制限はありませんので、申込可能な区画数の範囲内で何区画でも申し込みできます。

(3) 掲載できない広告

法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

政治性のあるもの

宗教性のあるもの

社会問題についての主義主張に関するもの

個人又は法人の名刺広告

美観風致を害するおそれがあるもの
公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
人権侵害につながるおそれがあるもの
消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

3. 審査・抽選等

(1) 審査

先着順に提出いただいた広告の見本を、「美咲町広告事業実施要綱」並びに「美咲町広告事業掲載基準要綱」の規定に従い審査した上で、掲載の可否を決定します。

(2) 抽選等

一つの区画に2以上の申し込みがあった場合は、下記の優先順位により決定します。
また、この優先順位により決定することができないときは、抽選により決定します。

< 広告の種類による掲載の優先順位表 >

国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類する者に係る広告
私企業のうち、町内に事業所等を有する者に係る広告
私企業のうち、前号に該当しない者に係る広告
その他掲載する広告として適当であると認める者の広告

4. 広告掲載料の払い込み

(1) 広告の掲載が決定すると、美咲町柵原エイコンスタジアムの指定管理者である株式会社ワン・ステップから「広告掲載決定通知書」と広告掲載料の「請求書」が、広告主となられる方に郵送されます。

(2) 広告掲載料は、別に定める納期限までに、指定の金融機関に納めてください。

5. 広告の掲載

(1) 広告掲載期間は、初年度平成24年4月1日から平成25年3月31日までとします。

(2) 広告の掲載は、平成24年4月1日以降、指定された区画に広告の掲載が可能になります。

(3) 翌年度も広告掲載の継続を希望される場合は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間に限り広告の掲載を継続することが可能です。

(4) 広告の掲載に係る経費は、広告主の負担となります。また、広告の掲載を取り止める場合の現状復旧に係る経費についても、広告主の負担となります。

(5) 広告の掲載の方法

白色塗料1色を使用し、直接フェンスに掲載します。

(6) 広告掲載の期間に、1月未満の端数があるときは、その端数については日割計算とします。(日割計算については、30日をもって1月とします。)

6. その他の注意事項

- (1) 「美咲町広告事業実施要綱」並びに「美咲町広告事業掲載基準要綱」の規定に反する表示又は表現がある場合は、その内容の一部を変更していただく場合があります。
- (2) 美咲町及び株式会社ワン・ステップは、広告の内容や広告掲載に関するすべての事項についての責任は一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。
- (3) 次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納付した広告掲載料は返還いたしません。
 - 虚偽の申し込みによって掲載の決定がなされたとき。
 - 広告掲載料が納付期限までに納入されないとき。
 - 広告主が、広告掲載の決定後「美咲町広告事業実施要綱」の規定に反する業種や事業者となったとき。
- (4) 広告が汚損、破損等した場合は、原則として広告主の責任及び負担において修復していただきます。
- (5) 施設の都合により広告を掲載することができなくなる場合があります。この場合は、広告を掲載できなかった分の広告掲載料を返還するか、または別の空いている区画に掲載するかなどについて別途協議させていただきます。